

第四百十五回
国会

参議院財政・金融委員会會議録第二十二号

平成十一年八月六日(金曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

八月五日

菅川 健二君

補欠選任

奥村 展三君

八月六日

菅川 健二君

補欠選任

奥村 展三君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

菅川 健二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

大蔵大臣

宮澤 喜一君

政府委員

公正取引委員会事務総局長

山田 昭雄君

大蔵政務次官

中島 眞人君

大蔵大臣官房総務審議官

原口 恒和君

大蔵省主税局長

尾原 榮夫君

大蔵省金融企画局長

福田 誠君

大蔵省国際局長

溝口 善兵衛君

通商産業大臣官房審議官

林 洋和君

中小企業庁次長

殿岡 茂樹君

事務局側

吉田 成宣君

常任委員会専門員

吉田 成宣君

本日

の会議に付した案件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(勝木健司君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五日、菅川健二君が委員を辞任され、その補欠として奥村展三君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(開法第一一七号)を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金田勝年君 今回の租税特別措置法案につきま

して十五分の時間をいただきました。そこで、しつかりと質問をさせていただきますので、ひとつ考えを明らかにしていただきたいと思います。

今回の産業活力再生法及び税制上の措置というのは、去る六月八日に私どもの党の臨時経済再生・産業競争力検討チームにおきます取りまとめに基づきまして、六月十一日に政府におきまして産業構造転換・雇用対策本部決定の緊急雇用対策及び産業競争力強化対策の決定を受けたものであります。それから約一カ月の間に、例の十一年度の第一次補正予算を成立させ、そしてまた今回の法律案を審議するという、極めて緊急的かつスピーディーな対応を行ったものであると考えるわけでありまして、六月十七日までの百五十日間の会期を五十七日間延長する際の大事な根拠の一つとなつたのも記憶に新しいところでありますし、政策的にも政治的にも重要な措置であるというふうに考えるわけでございます。

そういう中で、引き続き現下の経済情勢を考えますと、景気回復がまさに正念場に差し加かつておるといふ時期でもございます。このようなスピーディーな対応が非常に重要であるという点をまず申し上げたい。そしてまた、そういう関係者の努力に対しては非常に評価をし、今後ともそういう方針で頑張つていただきたいというふうに思うわけでございます。

まず、振り返ってみますと、平成十一年度の通常国会におきまして、三月に当委員会が税制改正について審議いたしました。所得税、法人税、住宅ローン税制、それから有取税、そういう各税につきまして、国と地方合せて平年度ベースで九兆円を超える規模の減税を行うことをこの委員会で審議して実現したわけでございますが、こういうものは政治の強力なリーダーシップのもとで関係者の努力でできたわけでございます。言ってみ

れば、この春の措置におきましては個人消費とか設備投資の拡大という効果、すなわちデMANDサイドの政策効果を主眼としていた、それを期待したものであったというふうに言うことができると思うわけであります。

一方で、今回の産業活力再生法に伴います税制上の特別措置が講じられたことにつきましては、今申し上げたデMANDサイドの措置に比べまして、それに加えてといいますか、今度は企業の体力強化を通じて生産性を上げていこう、そして経済を活性化させていこうという、いわばサプライサイドの施策であるというふうに評価できると思うわけであります。

具体的な中身としては、法人税等につきましては、新たな設備投資に係る特別償却、それから共同で現物出資をした場合の譲渡益課税の繰り延べ、設備廃棄に係る欠損金の特例といったような特別措置、そしてまた登録免許税につきましましては、増資登記等の登記に対する軽減税率の特例措置といったようなものも内容としておりまして、極めて技術的、専門的であるわけでございます。また、十三年三月までの期限措置ということであるわけでありまして、

いろいろと聞きたいこともあるわけでございますが、時間との相談もございまして、かいつまんで質問をさせていただきます、こういうふうに思うわけであります。

そこでまず、大蔵大臣にお聞きしたいのでございますが、我が国の経済を再生させて自律的な成長軌道に乗せるというためには、まさに努力しようとしている企業、その企業の事業再構築に向けての取り組みを促進させるように支援する措置というものを通じて企業の活性化を図る、これが経済の再生につながるという考え方に基づく今回の産業活力再生法案につきましまして、今回こういう税

制措置をあれとりましたことの必要性といひますか必然性といひますか、それからその効果につきまして確認を申し上げる意味で大蔵大臣にお聞きしたいと思つた次第であります。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの産業活力再生特別措置法及び租税特別措置法案の持つてゐる意味でございますが、今、金田委員の言われたところが全体の中の大局的な把握であると私も思いますが、私自身のまた別の見方で申し上げますならば、昨年、小淵内閣が誕生いたしましたして、不況脱却を図ろうと考えましたときに、一つは御承知のように財政措置、財政の出動でありますとか減税でありますとか財政に関するもの、もう一つは金融に関するもの、これらをさしずめ緊急かつ大規模にしなければならぬということを考えましたことは御承知のとおりであります。

その次の段階、それが今の段階であると思つておりますが、前から予想しておりましたが、次に来るべきものは、恐らく施策が進んでまいりますと、企業のリストラクチャリングと雇用の問題であらうというふうに考えておりました。殊に、企業のリストラクチャリングは金融のリストラクチャリングをやつてまいりますと、そこから必然的に出てくる問題だと思ひます。やはり一つは、二十一世紀に向かつて我が国が本當に国際的な視野で競争力を持つためには、従来の遊休あるいは劣化した設備というものをどうしても廃棄するなり更新するなり、そういう根本的なリストラクチャリングが要るのではないかとこの間にも思ひました。

また今おっしゃいますように、サブプライサイドという見方もできると思ひますが、そういう不況脱却の恐らく最後の段階と申し上げたいところでありまして、に起こつてくるのは企業のリストラクチャリングであり、したがつてやむを得ないこととございます。そういう意味で、雇用に及ぼす影響への対応といったようなことで、雇用につきましては、先般、補正予算も通

過をさせていただきまして、十年度の補正、十一年度の予算でも一兆円施策というものをしております。雇用についてはそういうことでございまして。

企業のリストラクチャリングについては、たゞいま御審議いただいておりますこの二つの法案が大事なのではないかというふうに考えてまいりましたところでありまして。

通産省のお立場からいへばもっとオーソドックスな御説明があると思ひますが、私としてはそういう見方もしております。

○金田勝年君 通産省からもおいでいただいておりますと思ひますが、きょうは経済・産業委員会でも産業活力再生法の審議を行つておるわけでございますが、今回の法案が、この税制上の措置も一緒にどの程度の緊急性にこたえたものとなつてゐるのか、それから全体の措置とも相まつてどの程度効果が期待できるのか、そういうことにつきましてわかりやすく簡潔に教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(林洋和君) お答え申し上げます。

私どもの問題意識あるいは急い背景を短に申し上げますと、第一には、国際的な競争環境が非常に厳しくなつておるということとございまして、モビル、エクソン、ペンツ、クライスラー、ダウ、ユニオンカーバイド等々、世界的な大合併を背景として国際的な競争環境が非常に厳しくなつてゐるというのが第一点であります。

第二点、我が国経済全体、これは製造業だけではないと思ひます。むしろ、非製造業も含めまして生産性上昇率が非常に低下してあります。今やOECD平均よりも下回つてゐるという状況でございます。他方、収益というのを見た場合に、ROAで見ますと、欧米企業が二〇％平均であるにもかかわらず日本企業は二％強でございます。これはどういふことを意味しているかというところ、日本の企業に世界じゅうのお金が入つてこないというところでございまして。先生御承知のように、名立たる企業であるにもかかわらず社債を出せない、あるいはC/Pが投資不適合になる。これは生産性の上昇がない、あるいは収益を上げられないということの結果でございます。

第三点、国際会計基準への移行でございます。連結、年金債務あるいは時価評価、こういったものがマーケットによる日本の産業、企業の評価を一層厳しくするというところでございまして。

こういう背景のもとに、私も今回の法律のキーワードは選択と集中でございます。やはり、生産性の高い分野、収益を上げられる分野に経営資源を投入するべきであるというのが基本的考え方でございます。

ただ、私も、この法律は第一歩だと思つております。例えば、いわゆる事業再構築につきましましては新再建型の法制、これは臨時国会があれば臨時国会に出てくると思ひます。あるいは商法の抜本的改正である企業分割法制、こういった商法的な部分、それから中小企業、ベンチャーでは中小企業基本法の改正等、あるいは技術開発につきましましては小規模理理も言つておられますミレニアムプロジェクト等の官民共同した研究開発体制の整備、こういったものも進めながら、相まつて生産性の上がる経済、収益を上げられる日本経済にしたいと思つております。

○金田勝年君 生産性の高い事業あるいは高い分野に経営資源をシフトさせていく、そういう考え方が今言われたわけですが、やはり我が国の産業活力というのを見たときに、その九〇％近くを占める中小企業というものが我が国経済を支えている現状というのをはつきりとおるわけでありまして、そういう中小企業の再生なくして我が国経済の再生というものはあり得ないというふうな思い一人でございまして。その中小企業に対する業況判断というのは、七月の初めに発表された日銀短観を見ても、非常に改善のテンポが遅いというふうな思われるわけでございます。そういう中で中小企業を重視するようなことは、税制上の措置を今回適用するに当たつても、準備するに当たつてもそういうことがあつてはいけないとい

うふうに考えるわけですが、どのような税制上の配慮がされてゐるのか。

そしてまたもう一つ、いろんな議論がなされてゐる中で、産業活力再生法案につきましては、そもそも経営者の過去の失敗を救済するのではないかとこの間も指摘とか、あるいは経営のモラルハザードといったようなものが指摘されるという側面もあるわけでありまして、やはり企業の過剰設備廃棄に対して税制面での優遇措置を講じているんだけれども、これについては厳しいチェックがシステム上働く形に持つていくことが国の税制上の支援を企業に対して講じる場合のやはり基本的な重要なポイントということにならうかと思ひます。

ですから、そういうことについて、時間の関係で簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(尾原榮夫君) まず最初に、中小企業が大切であるというお話がございました。今回の税制改正におきましても、中小企業に對しましては新規設備投資について特別償却率を上乗せする、また税額控除制度の選択制を中小企業に對しては認めるということになつてゐるとともに、対象設備についてもあらゆる種類の機械装置を対象とするというふうにしてゐるところでございます。

それから第二点目の、過去の失敗の救済ではないかというお話がございましたが、今回の設備廃棄に係る欠損金の特別措置でございますが、設備の廃棄に伴う事業構造の変更に加えて、新商品の開発など事業革新を促して行つたもの、またそれを事業再構築計画として定めまして、その認定を受けた事業者に限定するということになつておりまして、過去の失敗の救済というには当たらないというふうな考へてゐるわけでございます。

それから、チェックの問題がございました。この産業活力再生特別措置法に基づきこの計画の認定を行う場合の基準でございますが、これはまさに透明性を重んじまして、また税の立場からも客観性のある指標を今後つくつていきたいというふう

ある意味では二十一世紀というものをにらんでおるといふふうに思っております。つまり過去における過剰になった、あるいは遊休になった設備そのものをこの際廃棄しておかなければ、もちろん設備投資が生まれにくいこともそうです。二十一世紀に対応できないだろうという、私の気持ちの中にはかなりそういう部分がございますので、ただ需要の手当てをしたから次は供給だなど、そう簡単に考えておりません。

雇用の問題はもっとも複雑でございますけれども、そういうフェーズになってきたというふうに私は思っております。おっしゃいますように、供給サイド云々というのが政府の文書にかつてあったかどうか存じませんが、幾らかジャーナリスティックな表現であろうかと思えます。

○峰崎直樹君 実は、「論争」という雑誌の七月号を読んでおまして、その中で与謝野通産大臣が次のように発言されているんです。これは「供給サイド改革は急がば回れだ」ということになっておりますが、その中で官澤大蔵大臣に言及したところがあるんです。どういふふうに書いてあるかという、いざにせよ過剰な設備の廃棄のために関連法制や政府があらゆることをやりますよ、その際、資金繰りに問題があったら政府系金融機関を含めて何らかの対応が必要だといふに言った後で、「一方で、これは宮沢蔵相なども言われていることだが、銀行への先の公的資金投入は別に銀行を助けることではなく、その裏側にある企業との債権債務の関係を、世間の批判を受けない形でちゃんとやってほしい」という期待もある。そうしないと企業のバランスシートはよくならない。こういうふうにと与謝野さんはおっしゃっているんです。ですから、これは官澤さんが直接おっしゃったことじゃなくて、そんなくされているわけです。こういうふうにおっしゃっているわけです。

その前、私も金融機関の問題に関して聞いたときに、昨年の金融国会もそうでしたが、何のためにやるんですかという、これは金融システムの安定化のためにやるんですよということを強調されてきたわけです。今度は、企業のバランスシートをとかく改善しなきゃいけないと。さっきも恐らく供給サイドというよりも、これは企業の負債のところを、バランスシートが非常に傷んでいるから銀行だけでなく企業の方もやらなきゃいかぬ、このところをにらんであの七兆五千億円のお金も含めて供給したはずだよ、こういうふうにおっしゃっているんですが、大蔵大臣はそう思っていないんですか。

○国務大臣(官澤喜一君) 思い当たる節はございまして、与謝野さんがこの際、産業の活力をつけなきゃいかぬということを考えておられたことは明らかなんですが、私は私で、それは非常に大事なことなんですが、設備廃棄というのをやっていくとこれは必ず金融の方に関連が起こってきて、しかも多くの場合、協調融資であるから一行だけで話がつかないというふうに思われる、したがってこの話には金融界がその気になってもらわないとうまく進まないと考えまして、正直そういう気持ちで産業界にも呼びかけましたし、金融界にも、みんなプライベートな話ですけども、御協力を要請してきたという経緯がございます。

そういう経緯の中からこの法律案が生まれておりますから、通産大臣がそういうふうにならないうふうにはそのようなこととの関連であるかなというふうに思います。

○峰崎直樹君 今度の法案からちょっと離れるわけですが、今、経済・産業委員会にかかっている産業再生の法律で、中にデット・エクイティ・スワップ、いわゆる債務の株式化というのがございますが、いわゆる企業のバランスシートをよくするということに、当然、銀行が企業に貸しておる、そうするとデット・エクイティ・スワップにしてそれを身軽にしていこう、恐らくこういう対応が考えられたのも一つだと思っております。

その場合の、いわゆるデット・エクイティ・スワップは具体的には日本ではどんなやり方をやるうとしていられるのか、この点、まず大蔵大臣に聞きしたいと思っております。

○国務大臣(官澤喜一君) 前段の問題だけ申し上げますが、私が金融界に協力を非公式に求めておりましたときに、どういう処理をするかという話が当然問題になりました。アメリカでやっていることなんかを見ていますとデット・エクイティ・スワップはあり得ますね、一般論としてはそういうことも考えていいんじゃないでしょうか。独禁法の問題がございまして、そういう方法というのはないわけではないことを会話の中で申し上げておたことがございまして、それで私は比較的早い時期に、ちよつといびつな出方をしましたものですから正確に理解されませんでした。そういう経緯はございまして。

○政府委員(林洋和君) いろいろなやり方があると思えます。ただ、一般的には、多額の債務を抱えて経営が悪化した企業が債務免除を受ける見返りとして、債権者が当該企業の増資して発行した株式を取得する方法と理解しております。

ただ、通例の場合は、借り手側の経営者に対する責任問題、あるいは大胆なリストラの実施が前提になる、あるいは回収の可能性が高い債権を放棄することについては金融機関側において株主代表訴訟の対象になり得るというようなことから、米国の例では通例、経営に行き詰まった企業の再建の場合に使われる例が多いと承知しております。

○峰崎直樹君 そのときに、いわゆる破綻に瀕しているといえますか、そういう大変な負債を抱えているところの株主の責任というのとは聞かれないんですか。減資をするということですか。

○政府委員(林洋和君) 通例聞かれると思います。私どもの法案の中でも、法案に基づいて事業再構築計画というのが出される場合には、減資などについて当然記載されるものだというふうに理解しております。

○峰崎直樹君 そういうことをやったけれども、さらにまた負債を株式化して、それを銀行なら銀行に渡すわけですね。つまり日本の銀行がやはり株式を持っている。もちろん、五％ルールですから五％以上持ちやいけないわけですね。そうすると、銀行にとっては、いわゆるデット・エクイティ・スワップで企業から負債を株式でもらうということになると、要するにパブルの原因になって、しかも貸し渋りの大きな原因になっているのは、御存じのように例のBISの八％規制ですね。そうすると、株価が上がったときはどんどん貸すけれども、株価が下がったときは貸さず仕組みだということがはつきり出てきているわけですね。そのときに、また株式でやり出すというやり方は、どうも構造改革と言っている割に構造改革に逆行しているんじゃないのかという意見があるんですが、この点はどういうようにお考えになりますか。

これはむしろ大蔵大臣にお聞きした方がいいと思っておりますが、どうでしょうか。まず通産からやりますか。

○政府委員(林洋和君) いੱつき報道等で、このデット・エクイティ・スワップが打ち出の小づちであるかのごとく報道されたこともございまして、私の理解では、これが有効に機能するという場合は限定的なケースではなからうかと思っております。

例えば、ある特殊な要因によって債務が膨らんでしまった。P.L.とか環境問題とかそういうことで何百億、何千億の負債を抱え込んだ。他方、将来、収益を上げられる安定的な中核事業がある。そういう場合に、その特殊な要因によって抱え込んだ債務を株式にするようなケース、あるいは親会社の子会社の再建をするようなケース、あるいは特殊な要因によって過剰資本で過大な債務があるようなケース等、かなり限定されるのではないかと思います。

ちよつとお考えいただきまして、二千億の債

務を株価二百円でやれば十億株が出てくるわけ
で、どんなに大きな企業でも三十億株か四十億
株でございます。その中にそんな大きな株数が出
てくるというのは、株式の希薄化等の問題もござ
います。したがって、私が今申し上げたよう
なケースに現実には限定される場合が多いのでは
ないかというふうに考えております。

○峰崎直樹君 公取にお聞きしますが、この法案
の中、今度の法案じゃありませんが、全体として、
公正取引委員会の独禁法のいわゆる柔軟な解釈と
か、そういう表現がこの中に出てくるんですが、
この五％ルールを緩めるとか、そういうことを恐
らく指しているのではないかなと思つたんです
が、この点についてはどのように公取は考えてお
られるでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) お答えいたします。

独占禁止法は、金融会社による事業支配力の過
度集中を防止するというために金融会社が他の会
社の株式の五％を超えて保有することを禁止して
いるわけでございます。ただ、十一條のただし書
きで、事業の性格上あるいは債権保全の一環とし
ましてこのような制限を超えて株式を保有する必
要があり、かつ事業支配力が過度に集中するおそ
れがない場合については認可を行うと言っている
ところでございまして、私どもは独占禁止法の執
行を行っているところでございまして、法律を
適正に運用していくことでございまして、

金融会社による債務の株式化に係る株式保有に
つきましても、このような十一條の趣旨を踏まえ
まして適切に運用するというところでございませ
う。政府の決定に盛り込まれております事柄もこの運
用の明確化を図るということでございまして、決
して何か弾力的とかいうことではないと思いま
す。あくまでも法律の趣旨に基づいて適切に運用
していくということでございまして、

○峰崎直樹君 先日も何か千葉市で談合のやみカ
ルテルがあったとか、むしろ日本の社会の中では
そういう仕組みを直していくことの方がは
るかに経済の活性化に役に立つのではないかと

思っておりますので、ぜひ公取にはこれからも、
総務省という妙なところにつけられましたけれど
も、機能をアップするように頑張つていただきた
いと思ひます。

さて、ちよつとお話をまた別の方に交えたいん
ですが、例の信用保証協会の二十兆円の特別融資
枠、これはどのぐらい今最新で使われております
でしょうか。

○政府委員(殿岡茂樹君) この特別保証制度でこ
ざいますけれども、昨年十月に発足いたしました
この七月までに合計で九十万六千件、金額にいた
しまして約十六兆四千億円の利用がございます。
大変多くの中小企業に利用していただいていると
ころでございまして、四月以降になりまして、大分
保証の状況も落ちついてまいりまして、このこと
ろ月約五千億円ぐらいの保証という状況になつて
きております。

○峰崎直樹君 大蔵大臣は、これはまた非常に
効果があったと、私どもは貸している先につい
ては非常に問題が含まれていられないかなとい
うふうに絶えず懸念はしておりますけれども、その
ことは別にしまして、さらに十兆円程度この枠を
ふやしたらどうだという声があるやに聞いている
んですが、財政の責任者としてそういうことにつ
いての御見解がもしあればお聞きしたいと思いま
す。

○国務大臣(宮澤喜一君) 基本的には、入り用が
あれば財政でお手伝いをするとは決してやぶさ
かでございせん。今、通産大臣がお話してお
りますと言つておられるのは、あと三兆余り今の
お話ですと残つておられるのは、あと三兆余り今
の月の平均が五千億であったらかなりまだ時間が
ある。しかし、季節によつて変動して大きくなる
かもしれないということもあるかもしれせん。そ
んなようなところだとお話をいらして、私はお
入り用なときはいつでもお話に応じますと申し上
げてございまして、

○峰崎直樹君 わかりました。
もう時間もなくなりましたので、また大蔵大臣

に、最後の質問になると思ふのでありますが、実
は二日前、長銀、日債銀を中心とした予算委員会
がございまして、私は十分フォローして聞いてい
たわけじゃございせんが、非常に最近割り切れ
ないものを感じてございまして、

それは、私の地元の拓銀で元頭取が二人、常務
が一人告訴されたわけですが、刑事罰の対象になつ
たわけでございます。その方々ももちろん経営者
責任という点ではあるんだらうと思ふんですが、
もともとバブルを起した最初のきっかけをなし
た一九八七年、八八年当時、その当時に一番最初
の段階における経営責任を起した方々は実は逮
捕されてないわけですね。時勢の壁に完全に
ガードされてしまつてゐるんです。

ですから、いわゆる奉加帳を回したときの責任
の問題云々かんぬんだけではなくて、どうも国民
の中には、あれだけ大量のお金を注ぎ込み、金利
膨らませながら金融機関を支えてきた、しかし政
財官のその責任のとり方たるや、政界においては
どうなんだろう、業界においてはどうなんだろう、
あるいは官の世界では大蔵省の責任はどうなんだ
らうという問題になつてくると、不思議とそこが
非常に問題だと思われながら、その人たちがいつ
の間にか責任から逃れてしまつてゐるという大変
不満の声が私どもに聞こえてくるわけなんです。

それで、宮澤大蔵大臣、私は、一度ぜひお聞き
してみたいと思つたのは、こういう八〇年代に起
こしたバブル、トータル責任というものは、今さ
ら時効五年を十年にしろといったつてそれはむ
ちゃな話ですからそういうことは申し上げるつも
りはないんですが、この構造を明らかにしていく
という何らかの作業をこれはどこかできちんと後
世の歴史のためにやっておく必要があるのでは
ないだろうかというふうに思つてならないので
あります。

アメリカでは戦前にペコラ委員会というのが議
会に設けられたというふうに聞いていますから、
それは議会に設けるのが一番いいのかもしれない

んですが、これはもう政治家宮澤大蔵大臣に、そ
のあたりの責任問題というのを国民が本心に納得
し、しかも後世から見てなるほどここに問題が
あったんだというところを、しかもそれは政の側、
官の側、業界の側、そこを辺をきちつとどこかで
明らかにしないと、何か結果的に刑事責任を問わ
れた人たちにだけ問題があつたような形になつ
て、非常に後世の歴史にとつても不公平、不平
な形になつてしまふんじゃないかというふうに思
えてならないんですが、この点を宮澤大蔵大臣に
お聞きして、私の質問を終わらせていただきた
いと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) その問題には満足にお
答えを申し上げる力が自分にはございせんけれ
ども、何度か本会議で申し上げたことは、一九八
五年にブラザ合意というものがあつて、二百四十
二円であつたのが、今日は百十四、五円ござい
ますが、途中で七十九円まで行つたりしてござい
ますから、大変なことが日本の社会全体に起つた。
その中でバブルがありバーストがありということ
で、私は国会で尋ねを受けたもので、自分が
やつぱりこれに十分に対処できなかった、あのと
きどうしたらいいかということとはなかなか考へて
もわからない部分がございまして、十分に対処で
きなかつたことは結果からいへば明らかである
ということは何度か申し上げました。

それでございまして、今またま峰崎委員は
刑事事件としてお話をしておつしやいまして、その
とおりでございますが、この八五年以後、日本に何
が起つたかということとはやはり総合的にいつか
かなり大々的に顧みられなければならないのでは
ないかと思つております。その中で、例えば銀行
行についてどういふことが起つた、中興の祖と
言われたはずの方が実はその元凶ではなかつたか
というように価値判断が変わつたりいたします。
その辺のところも全部包んで、大変大きな大河、
大きな流れだつたと思ひます。ある意味でいい悪
いということもございまして、何が現実で起つ
て、どういふ判断をしてこれに対処し、対処でき

なかったかというようなことは一遍やはり、まだ早いかもしれませんが、大々的に検討されなければならぬことではないかというふうひそかに思っているところがございます。

○藤崎直樹君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(勝木健司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として宮本岳志君が選任されました。

○広中和歌子君 残りの貴重な時間をちょうだいいたしまして、新宮澤構想について再度御質問させていただきます。

タイのバットの下落に始まるアジアの通貨危機、そしてそれが経済危機に広がる中で新宮澤構想というのが発表され、それが三百億ドルという大きなお金、円に直して三兆五千億という大きな金額でございます。年間ODA予算の三倍にも当たる大きな規模でございます。それがどのような形で使われ、そしてどのように評価されているかということについてまず伺いたいたいでございます。

新聞報道などによりますと、「宮沢構想」半年——高い関心、非対象国から要請も——という何かポジティブな見出しの記事もございますけれども、「三百億ドル支援 効果不透明」といった見出しもございまして、軍施設や大学建設に投入、景気回復基調で関心低下といったような論調もござい

ます。

そういう中で、この宮澤プランですけれども、どのような形で総額だけ今のところ使われたのか、まず伺いたいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 簡単に経緯を申し上げますと、一昨年の七月にタイで起こりましたああいうことが各国に蔓延いたしましたので、その直後の各国の問題は二つございまして。

一つは、我が国と同じで、非常に失業が出て、

そしてインフラの整備をしなければならない、ソーシヤルセーフティネットを張らなければならない、公共事業をしなければならぬ、そういう資金の不足、これに対して我が国から支援をする部分が百五十億ドル。もう一つ、これは我が国と違いますが、これらの国々は輸出をしなければならぬけれども、そのための原材料を輸入する外貨がないので、その外貨の手当てを当面してあげなければならぬというものが百五十億ドル。この二つで、五カ国を対象にお求めに応じて支援をしてみやりました。

それから、ことになりまして、次の段階の問題は、だんだん回復してまいりますから、各国政府が広く市場で国債を出したい、自力で金をつくりたい、また応募する人もないわけではない、しかし信用が足りませんから自力だけではできないというときに、日本がその国債の発行について信用保証をしてあげればこのマーケットでも国債が売れる。そういう部分にこれから二年間で一兆円ぐらいのお手伝いができるかと、それがあの構想の第二段階でございます。

第一段階で今だけになっておりますかは政府委員から申し上げます。

○政府委員(溝口善兵衛君) 大臣からお答え申し上げましたように、三百億ドルは二つの百五十億ドルの部分から成るわけでございます。

前者のインフラあるいは経済構造改革を進めるという部分につきましては、輸銀と基金で資金を供与しているわけです。これは中長期の資金でございます。これを今までにコミット、日本としてこういうプログラムに対して支援をしますという約束をしているものが現在までのところ百二十億ドルでございます。うち、輸銀が約八十億ドル、基金、OECFが四十億ドルということでございます。

それからもう一つの方は、その国が外貨の危機に見舞われたような場合に、短期の資金を供与いたしまして外需の不足に対応するという部分がございます。これにつきましては、韓国に対しまし

て五十億ドル、マレーシアに対して二十五億ドルの短期の資金を供与するファシリティー、スワップという形で行いますけれども、これを結んでおります。ただ、約束しているだけでございまして、発動はまだされていないわけでございます。この二つを合わせますと約二百億ドルぐらいになるわけでございます。

ただ、前者の方は、そういう中長期に支援をしていくというところでございまして、全部既にデイスバースされたということではございませんで、百二十億ドルのうち約四十億ドルぐらいが供与され、さらにプログラムの進展に応じて引き続き供与がなされていくということでござい

ます。

○広中和歌子君 これは緊急の経済対策でございますから、従来のODAと違うということとはよくわかるのでございますけれども、しかし三百億ドルの新宮澤構想ということで、多くの期待も集まっております。昨日、私、UNDPのアジア太平洋局長から訪問を受けてまして、そして急遽、新宮澤構想に対して御要望してほしいといった依頼を受けたわけでございます。

先ほど御説明いただいた中長期の分の中で、アントイドローン、その中でも、いろいろソーシヤルセーフティネットプログラムであるとか環境の問題であるとかといったようなものにも融資されているということでございますけれども、これはあくまでも要請ベースであるという中で、少なくともこの新宮澤構想の一〇％ぐらいは環境問題、そして末端に行き渡るような支援、ベシック・ヒューマン・ニーズというんでしょうか、そうした社会福祉に至るような支援をしていただけないか。そして、そのプランに関して言えば、例えば国際機関、UNDPであるとかUNEPであるとか、そういうようなところと構想し合いながら、一〇％ぐらいの予算をイヤーマークしていただけないか、そのような要望が来ているわけでござい

ますけれども、大蔵大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御理解いただいておりますが、今申し上げました二つのことはいわば緊急の場合のファーストエードみたいなところがございます。制度としてというよりは、とにかく困ったときにというふうな考えましたので、いろんな意味で余り整合性がないと申しますか、しつかり積み上がったものでない、緊急のときにお助けをしたという感じなものでござい

ますので、本来であれば、それ自身の評価がいろいろあるんだろうと思います。とりあえず、相手政府の言われることをお手伝いしたということでござい

ますから、必ずしもそれがバランスのとれたリクエストでないだろうということはあり得ることだと思ひます。

ですから、今のようなお話は、UNDP等との御相談も本来のエードの形ですべきではないんだろうか。今のような私のいたしましたことを何度

も続けてやっていい話ではないような気がします。○広中和歌子君 本当にこれは誤解に基づくもの

かもしれませんし、私も三百億ドルという一つのODAの延長線のように考えていたわけでござい

ますけれども、これは緊急の経済対策であるという

ことで、無理ななかもしれません。

ただしかし、同じお金が使われるのであれば、日本政府の方針として、少なくとも一〇％ぐらいは環境関係、そして雇用の創出につながるような形で使われるべきであるというようなメッセージを世界に向けて、特に対象の地域に対して発信していただければ、それは私も税金としてお出ししているこうした支援、そしてまたそれを受け取る側としても、日本のプレゼンスという

ので、どうかよろしく御検討いただきたいとお願ひ申し上げます。

○浜田卓二郎君 私は活性化法案についての本会

議員をやらせていただきましたので、きょうはその補足的な意味合いで若干の点についてお聞き

をしたいと思ひます。

先ほど、この租税特別措置による減税効果といひますか減収額は幾らかという峰崎委員からの質問に対して、大蔵省の方から四十億圓、通産省の方から三百億圓という御答弁があったわけですが、この違いというのは、根っこから見れば三百億圓だが、つまりこの特別措置による、上積み減収額と言ふと違ふけれども、効果が四十億と、そういう趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 私どもの平年度減収額は四十億圓というふうにお答えさせていただきましたけれども、これは毎年度のたゞいま先生おっしゃいましたように、改正増減収ということをや度改正のときに試算してございまして、この手法によつたものでございまして。したがって、その税制改正なかりの場合、全体の税収にどれだけの影響を与えるかという観点からのものでございまして。また、買いかえの特例のように、あるいは今回の欠損金の繰り越し、繰り戻しのうちに、性質上、私どもの増減収試算では試算してないものも含まれております。

通産省の三百億圓というのは、まさにそういうもののメリットを受けるものの全体の総量が三百億圓ということでございますから、たゞいま先生のおっしゃつたとおりかと思ひます。

○浜田卓二郎君 気持ちよくわかるわけで、通産省はできるだけ大きく言ひたいですね。この法案は効果があるということをおっしゃりたい。大蔵省はこれによつて不公平は余り助長してないんだよということと言ひたい。そういうことかなというふうには想像いたします。

それにしても、私も税のことにはよくわからないところがあるんですが、この鳴り物入りの法案で租税面からのバックアップが四十億圓、平年度で四十億圓にすぎないという、非常に限定されたバックアップ措置であるというふうには私に感ずるんです。どうなんですか、租税特別措置の今までの取り組みの中で見て、これはやっぱり思ひ切つてやつたという措置なんですか。

○政府委員(尾原榮夫君) まさに欠損金の繰り戻し還付などについて申し上げますと、今までは例外的に一定の中小事業者の方を対象にしたものでございましてけれども、それを今回やつておりますし、また今度のまさに買いかえの特例でございするならば、一定の場合は九割まで圧縮記帳ができるというふうになっております。さらに、新規投資における特別償却にいたしまして、中小企業について今までの最大の税額控除制度まで設けられてゐるということ、決して手を抜いてゐるとかそういう御批判は当たらないものと実は思つております。

なお、もう一言申し上げさせていただきますわけでございますが、例えば買いかえの特例について申し上げますと、これはまさにこの措置によりましてそのような動きが出てくるわけでございます。だから、ある面から見ますと確かに租税特別措置ですから減収になるわけですが、例えば買いかえの特例の場合でございまして二割の部分は増収になるわけでございます。我々はそれはこれまで計算できないと言つてゐるわけでございますが、それを通産省の方では全体を見まして百億圓ぐらひにはなるんじゃないかというふう言つてゐるわけでございますので、実態面のお話としては相当な措置が講じられてゐるというふうには私も考へております。

○浜田卓二郎君 大蔵省の言ひ分はよくわかりました。

通産省はどうですか。

○政府委員(林洋和君) 今、主税局長から御説明がございましたように、大蔵省の方では計算に入れてゐなくて私どもで入れております項目というのが幾つかございまして。それは、一つは欠損金の繰り戻し還付、それから二つ目は現物出資における譲渡益課税の繰り延べ、それから買いかえ特例でございます。

例えば、私の記憶では一週間ぐらい前の報道だったろうと思ひますが、水島にある石油会社二社と石油化学二社が現物出資をして共同出資子会社をつくるというふうなものもございまして、あの最近、この十月以降やりたいということ、例えば電子・電気メーカーが、モーターであるとか燃料棒であるとか、従来ライバルであつた会社が共同子会社をつくるというふうなことも公取の認可を受けて進みつつあります。

そういう意味で、現物出資の譲渡益課税の繰り延べ、買いかえ特例、あるいは欠損金の繰り戻し還付等は、この法律ができればやりたいというふうなことが結構ございまして。そういう意味で、私も期待をしておるところでございます。

○浜田卓二郎君 この問題は、このぐらいにしますのが、日本の経済の現状というのを考えれば、当面の景気がよくないというだけでなくて、それこそおっしゃるような大きな構造変化をなし逃げていかなければならない。これは大変重要な時期だという認識は私も共有するものであります。

戦後、傾斜生産方式に代表されるように、産業政策、政策金融、そして租税特別措置ということ、大きな経済成長を実現してきた。その過程で通産省はノートルアスMITIと言われたり、かなり大きな存在感を示してきたわけであつて、私は、今、日本の経済産業にとつて未曾有の変革のときに、やっぱり政府が頑張るというのは必要なことだと思ふんです。ですから、基本的にこの再活性化法というのは評価をしてゐるわけでありまして、それだけに、よほど大きな変化をなし遂げていかなければいけないわけでありまして、そのツールを提供するわけでありまして、批判はたくさんあると思ひますけれども、金融における思い切つたシステム安定化のための取り組みと並ぶように、やはり日本の産業構造をしっかりと変えていくという観点から大いに頑張つてほしい、そのために必要な措置というのは四十億が十分なのかどうかということも含めて大いにこれから詰めていっていただきたい、そういうふう思ふわけなんです。

ただ、本会議の質問でも申し上げたんですが、やはりこれは何とかかんとか言つても主たる対象というのは大企業になつていくと思ひます。大体、こんな法律案を見て、これで勇気を持つて事業認定、計画認定を受けようなんと思ふところはやっぱり少ないわけでありまして、先ほど金田委員から指摘したとおり、日本の経済産業の大宗を支えている中小零細企業に対する配慮というのは、これも大事だけれどもそれもまた大事だということ、同じぐらいのウエイトで取り組んでもらわなきゃいけないと思つてゐるんです。

そういうことで言ひますと、新規に事業を始めようとする方、あるいはまた創業三年以内で、そういう方信用保証枠を二千万まで拡大したというの、私はこれは結構なことだと思ふんです。しかし、何で二千万なのか、二千万で本當に創業できるのか、その辺のお考えをちよつと聞かせいただきたい。

○政府委員(殿岡茂樹君) 先生今御指摘のように、産業活力再生特別措置法案におきまして、創業者に対する信用保証を、二千万までその限度枠を引き上げてございまして。

創業の現状でございまして、開業にどのくらいの資金を用いてゐるかということにつきまして私ども調べてありますが、これによりまして、平均額で大体千五百二十万程度でございまして、二千万以下のケースが全体の八割以上を占めてゐるというふうな状況にございまして。

また、国民金融公庫等が創業向けの融資というのをやつておりますけれども、この実績で見ましても、融資額の一件あたりというのは平均で約七百六十万というところございまして、二千万はある意味で相当カバリーしてゐるというふうな状況にあるかというふうに思つております。

○浜田卓二郎君 何にもなくても二千万借りられるかと思つたら、そうじゃないんですね。担保は要らないけれども、自己資金は準備しておけということですね。例えば、手元に五百万しかなかったら五百万しか貸してくれないんですよ。それはどういう考へなんですか。

○政府委員(殿岡茂樹君) 創業は実是非常に大変

リスクのある事業でございます。ことしの中小企業白書でも、製造業の場合ですけれども、最近では二年、三年のうちに相当の部分が廃業せざるを得ないというようなことでございまして、そういう意味で過大な融資というのは、本当にその創業者にとって仕事を立ち上げていくということではないのかという点もございまして、過大な融資を受けた場合に、利息を払う必要があるわけでございまして、利息が利息を生むといったような事態に追い込まれるようなこともございまして、背伸びをしない堅実な事業計画を立てていただくということが大変重要だというふうに思っております。

またさらには、モラルハザードということもございまして、これを防止するような措置というのをあわせて講じていくことが必要だというような観点もございまして、こういう意味で保証限度を自己資金の範囲内とするというようなこととさせていたいただいている次第でございまして、

○浜田卓二郎君 細かな話で恐縮ですけれども、私の身近なところでよく聞くような話では、一生懸命事業を開始するためにあらゆる努力をしてきています。その間にお金もかかっているわけですよ、親戚じゅうからかき集めてやっとなんて来た。それで、いざ立ち上げるときにお金が欲しい、もう少しあったら立ち上がる、そういうときに、自己資金がなさや貸せないよといううなケースもあるんですね。だから、お役人さんがこの方が安全だと考えるというやり方がすべてに当てはめられるわけじゃありませんから、いい制度なんだからぜひ生きて動かせるように、私は弾力的な運用というのを考えてあげた方が生きると思います。

一生懸命やってきて、もう一つ、あと二千万あればというときに、二千万手元に用意できているかと言われたら、それはなかなかそうはいかないケースもたくさんあるんだというふうにあえて申し上げたいわけです。

それから、私は、今、政策金融の最大の目的は

何かと考えるわけですが、以前この委員会で政策投資銀行法を議論したときも同じことを申し上げたわけですが、産業界構造が変化するということは二つあるわけで、おっしゃる通りに、大企業、既にでき上がっている企業が時代の変化にあわせて変身をしていく、その間に生じた過剰投資、過剰設備を廃棄していく、あるいはまた抱え過ぎた余剰人員を整理していく、これは一つの流れです。

しかし、これだけ追っかけていたら産業構造は私は変わらないんだと思うんです。むしろ産業構造に穴があいていくわけでありまして、だから、やっぱりこつちがかわっていく、既存のものが変わっていく、それを助けてあげる、これが再活性化法だと、私は単純化すればそう思っているわけです。

しかし、それによって生ずる、後で池田さんも御質問になるようにですけども、いわゆるリストラによって出る余剰人員、それを穴ぼこにしちゃわないで、本当に産業構造が変化したと言いうにはそれを吸収していく新しい企業が育たなきゃだめなわけですね。

それは、この法律で書いてあるような、政府が認定して新製品だ、新技術だ、新商売だというお役人さん流の認定できる事業以外に、草の根でいっぱいそういう事業はあるわけです。例えば、企業がリストラをする、そうするとアウトソーシングでいろんなことが外に出ていく、チャンスだと思っている人たちがいるわけです。それは決して新技術でも新商品でも新製品でもないんです。でも、それをきちんと受けとめて、新しい企業を起す人がいればそこでリストラに伴う穴ぼこがまた埋まっていくわけで、それがうまくいけばそれ以上の雇用が生まれてくるわけです。

それから、規制緩和ということを盛んに言われます。規制緩和をすれば、これは商売のチャンスだと思っで見ている人たちが、たくさんいる人たちはたくさんいますよ。アイデアはある、でも事業をどうやって起こすんだと。だから、私は本会議質

問では雑草のような国民の意欲ということを申し上げたわけですが、そういうものを制度的に受けとめていく、そしてそれが新しい企業や雇用に結びついていくための体制というのはもう一つで準備しておく必要がある。これはほんとに大事なことだと言いたい過ぎかな、同じように大事だと思っております。

そこで、全く新規に事業を起こそうという人がどれだけ資金調達を無担保でできるかと考えてみますと、国民金融公庫で五百五十万無担保融資があります。そして、今回の法律が通ればこの九月一日から動き出す二千万の融資枠がある。これはさっき申し上げた自己資金が必要だという前提がついてきますけれども、それだけがあるわけです。ただ、それでは私は足りないと思うんですね。

だから、私は、せっかく誕生した日本政策投資銀行、現在の政策金融の最大目的の一つはそういう創業、事業を新しく起こさせる、その金融を提供する、これが戦後の傾斜生産方式に匹敵する政策金融の目的であつてしかるべきだと、そういう議論をしているわけでありまして、よって、本会議でも宮澤大蔵大臣の大変前向きな御答弁をちょうだいしたんですけれども、私は本気で日本政策投資銀行の中の創業者金融制度というものを大幅に拡充すべきであると思うんです。

担保がないんですから、それにかわるものとして事業内容をきちんと審査できる体制をつくる。人がいなくなったら融資は動きません。土地本位はもうだめなんです。土地もない人が事業を起こしていくわけでありまして。だから、要はもろん一般の金融機関が事業本位金融をもつと本格的にやれる体制にならばいい。しかし、これは理論であって、すぐさま人材の育成とかそういう体質をつくっていくというのはなかなか難しい面がある。

でも、政策金融部門は政府がリスクテイクをできるわけですから、しかも創業者金融というのは今の日本の産業経済の立ち至っている状況からす

ればリスクテイクをしていい話である、そういうふうにも思うのですから、どうでしょうか、もう一つ踏み込んだ、私は日本政策投資銀行と言っておりますが、ほかに政策金融機関はありますか、けれども、日本政策投資銀行を中心とした踏み込んだ創業者金融制度の確立というのを私は急ぐべきであると思っております。本会議に引き続いて恐縮であります。大蔵大臣の御答弁をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（宮澤喜一君） せんだって本会議で御質問がございましたときに、実はもう少し申し上げたかったのですが、本会議でどうも主管大臣でない者が余り申し上げるのはいかがかと思いたしました。

今重ねてのお尋ねがございましたが、この産業の活性化法案というのは、実はその経緯におきまして、通産省は本来次の国会でもう少し完璧なものを出したいと考えておられたわけですが、通産大臣の御決断で、ともかく大事な部分だけでもここの出さう、御審議をいただくこととされた経緯がございまして。

したがって、一つは、先ほど政府委員が言

われましたように、商法のもう少し深い改正等とかいうものは後回しになっておりまして、それはいざ将来の国会で御審議を願うというのがこの法案の直接の関連のことでございます。

もう一つは、通産大臣がかねてから、こういうものの方の中小企業版と言えはいかにもちよつとジャーナリスティックですけども、日本の経済を本当に担うのは中小企業でございまして、それについて一般にどうするか。中小企業の基本法そのものの問題でもありましようけれども、この際、中小企業についてどうすべきなのか。この間、浜田委員からエンゼル税制というふうなお尋ねもあつて、税制のことは私はお答え申すことができませんでしたけれども、全体に中小企業、それにベンチャーであるとか創業者に対する優遇であるとか、そういうようなものを通産大臣はいろいろお考えのように私はお見受けしております。

○政府委員(林洋和君) この法律に基づく税制上の措置は、大小を問わず、先生御指摘の事業革新、前向きなことをやれば対象になることになっております。

○池田幹幸君 ほとんど大企業にしか適用されないと思うんです、実態的には。結局、倒産しかかったといえますか、経営を縮小するしかないといった企業には適用しないわけです。要するに、強い企業をより強くするための法案だ、だから再生法案なんですよけれども。

結局、過剰設備についても、これから投資も拡大して大きくなっていくんだから、そういう企業については過剰設備を廃棄することを応援するぞということなわけですけども、しかし、そういった過剰設備の廃棄というのは個別企業の経営責任に属する問題です。何で税金でこれを支援してやらなきゃいけないのか、金くおかしな考え方だと思ふんです。これはとても国民の納税のいくところではないというふうに思います。

そこで、具体的な条項について伺いますけれども、再生法案の十七条五項です。これは税制上の優遇措置を設けることに関するところで、すけれども、ここでは設備廃棄、設備投資のことと絡んでくるんですが、人減らしの実施と設備投資の実施、これをあわせて計画として出してきたところを認定するわけです。その認定をする際に、設備廃棄と投資が同時に実施されなければ認定しないのか、それとも設備投資の方は二年後、三年後あるいは五年後、六年後でも計画に載ってあればいいということなのか、どちらですか。

○政府委員(林洋和君) 必ずしも同時でなくてもいいと思っております。

私も今の考えでは、大体三年程度の計画を想定しております。

○池田幹幸君 さらに、設備投資などの事業革新計画、これは設備廃棄による雇用の削減を補うものだと。つまり、削減数を上回る雇用を盛り込むことをここでは義務づけるのか、それとも雇用は減らしたままでもいい、設備投資計画を持つてお

ればいいということなのか、どちらですか。

○政府委員(林洋和君) 雇用の数について特に条件をつけるというようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 結局、事業再構築計画ということ認定するわけけれども、減らす方はきちっと減らさない、生産性向上というのがこの法案のキーワードになっていきますが、ふやす方、雇用を将来ふやしていくことになるだろうという点については全く保証はないということなんです。結局、税金を使って大企業の収益は一層大きくなるだろうけれども、雇用の方は減らした放しということが起こるわけですよ。現実の問題としては、当然のことながら、設備投資を先行させて、それから設備廃棄するなんて、そんなばかことは起こらぬですよ。必ず設備廃棄を先行させていくということは間違いないわけ、これは景気をより悪化させる要因にならざるを得ないだろうというふうに考えます。

この法案は、企業ごとの生産性の向上に着目したのになっております。事業分野の生産性の向上ということは事業再構築の認定のときには必要ないんだ、一企業が相対的に生産性向上措置をとればよろしいという法案になっていきます。

そこで、何うんですけれども、事業再構築計画の中で、設備廃棄は国内でやる、投資の方は海外でやる、今私がここで示しました大企業の場合、電力は別として、多国籍企業化しております。ですから、設備投資にしても国内だけの投資計画なんてありません。投資の方は海外投資を含む、廃棄の方は国内、こういった場合でもこの再構築計画は認定するんですか。

○政府委員(林洋和君) この法案の趣旨が、我が国に存在する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するということである以上、支援措置の対象となりますのは、本邦内における事業構造の変更や事業革新になると思っております。したがって、計画中、事業革新行為に関し

まして、海外における行為のみが記載されている場合、本法案における事業革新を行う事業者として認定を受けることは想定しておりません。

○池田幹幸君 だから、私は申し上げたんですよ。多国籍企業の場合は、海外のみとか国内のみとか、そんなことはない、海外投資も含めてもっと金地球規模でのもうけを考えるわけです。ですから、恐らくこういった大企業の場合、巨大大企業の場合には海外投資も当然含んでいきますよ。このことが我が社の生産性向上を進めることになるんだ、部品工場は東南アジアに置きますよ、そういったことも起きてくるわけです。そういったものが含まれていても認定するんですかと私は聞いたんです。それのみの場合と言っているんじゃないんです。

○政府委員(林洋和君) 本邦の中におきまして事業革新行為を行わなければ認定はいたしません。あわせて、国内における事業革新行為と海外における同じような行為がある場合にどうかという御指摘かと思いますが、先ほど申し上げましたように、私も、私は国内にある経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を図るというのが目的でございますので、海外で何をやるかということは見ずに、国内で何をやるかということに着目をする、こういうことでございます。

○池田幹幸君 巨大大企業、多国籍企業の場合には、そんな簡単に区分けして見られないんですよ。そうでしょう、現実の問題として。もし計画の中に海外投資まで含んでいる場合には認めないというのであれば、私はそれはそれで確認しておきたいと思ふんです。そこまで約束できますか。

○政府委員(林洋和君) 繰り返しになって恐縮でございますけれども、国内での事業革新が相当程度あるということが必要な条件でございます。海外で事業革新行為をやるケースについて認定をしないということは申し上げられません。

○池田幹幸君 結局、そういうことなんです。だから、今の実態でいきますと、多国籍企業はほとんど海外投資をしていつている現実があります。そういった中では、結局は下請の仕事が減っていつているわけです。空洞化ということで言われておりますけれども、そういった現実があるわけですよ。

片や、この法案で、それでは下請に対する対策が特別にとられているかという、それは全くありません。そういった点では非常に不公平な法律になっております。

確かに、下請に対しては下請二法というのはありますけれども、この下請二法自身が有効に機能していないことは政府自身御存じだし、毎年、通産省と中小企業庁長官と公取委員長の名前で下請対策について通達を出すという現実が起こっております。それを見れば、そのことでも明らかだと思ふんです。

私は、結局この法案では、設備廃棄、それから人減らし、そして下請に対する圧迫という形が必然的に起こってくるというふうに考えます。しかも、税制上の優遇措置だけじゃないんです。金融面でも、ともかく設備廃棄するためには担保抜き資金が必要なのだけれども、それまで公的資金で援助してやろう、産業基金整備基金で債務保証をしてやろうというわけでしょう。さらに政策投資銀行で低利融資もしてやろうというふうなことで準備されているわけです。これでは、大企業はもうける、失業者はふえる、だから国民は税金を使われた上に踏んだけったのだと言わざるを得ないというふうに思います。そういうことをまず指摘しておきたいと思ふんです。

それから、この法案は私は非常に重大な欠陥法だというふうに考えているんです。といいますのは、事業再構築計画の認定なんですけれども、これは第三条六項というのが準備されております。七号まであるんですけれども、その四号、五号についてちょっと伺いたいんです。

といいますのは、先ほど申し上げましたように、この法律は個別企業の生産性向上を図るものとなっております。認定の際も個別企業の生産性向上を図ることになっていくんです。

ところが、ここに設けられた四号、五号というのは、その認定条件が個別企業の問題ではなしに、四号は「中核的事業の属する事業分野における生産性の向上を妨げるものでないこと」ということが入っている。五号においては、「事業再構築が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと」、こう言っているんです。ということは、事業分野における生産性向上を問題とすることになっております。一体、こういったことで通産省は事業分野の生産性、これの基準を設けることができるんですか。

第一、四号、五号というのは何を意味しているのかというふうに通産省に何うと、前者の方は設備廃棄ですけれども、後者の方は貿易摩擦を考えているんだと、投資し過ぎて貿易摩擦を起したらいけない。個々の企業が計画を認定してもらったために申請する。そのときに、一体どこまで投資すれば貿易摩擦を起すかというようなことがどうやってわかるんですか。そんな基準を通産省は示すことができますか。大体でもしらないものをここに載っているんじゃないですか。

○政府委員(林洋和君) 御指摘の第三条第六項は一号から七号まで要件が書いてございます。

○池田幹幸君 たくさん要らないんです。私が聞いたことだけ答えてください。

○政府委員(林洋和君) 御指摘の四号、五号は、ちよつと正確な言い方かもしれませんが、私もネガティブチェックをする基準であるというふうに考えております。例えば四号でございします、事業分野全体として非効率な設備を導入するようになると。今、鉄鋼分野であれば連続鋳造が一般的でございしますが、そういう中で一昔前の造塊方式というふうな……

○池田幹幸君 時間がないので、五号について、私の聞いたことについて答えてください。

○政府委員(林洋和君) 五号も、特段の国際貿易上のトラブルを生じさせないかというふうな観点から確認をするための要件として設けております。

○池田幹幸君 結局、何も基準は示すことができないはずなんです。そうでしょう。今、ネガティブだ。ネガティブだということ、数字としては示せないけれども、出てきたものについてそういうふうな形で見ていこうというだけの話で、極端なことを言えば、うまくやれよということ、法律に書いてあるみたいなの。うまくやれよと言ったのに、おまえはうまくやらなかったじゃないかというふうな、こんなことを法律上言えませんか。極端な例かも知れませんが、私はそう思う。

そこで、四号について見ても、五号についてもそうなんですけれども、事業分野ごとに基準を設けると通産省は言います。事業分野はどの分類で、産業分類でいえるけれども、細分類で千数百、小分類で六、七百あります。そういう事業分野の生産性などという常にあるものをどうやって基準がつくれるのか。それから、貿易摩擦を起すことについて基準なんかつくったくないんです。

通産省はそれだけの能力があると考えているんでしようけれども、かつて通産大臣もお務めになつた宮澤大蔵大臣に伺いますが、一体通産省にそんな能力がありますか、私はないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 伺っておりますと、大変行き届いた御質問をしていらっしゃるのに対して、答えの方は短くしろとおっしゃるものですが、政府委員も幾らかフラストレーションがあるのではないかと思います。

○池田幹幸君 結局、私が最初に申し上げましたように、もし常に貿易摩擦を起す基準がわかるのであれば、かつてそんな貿易摩擦なんか起こしていいんです。基準がわからないうからこういうことが起こっているわけなんです。それがあつてもできるかのようなうううう認定基準を設けることについては、まことに私は不遜だと思います。これはできないことを載っているわけですか。

ら、欠陥法だと言えのじゃないかとも思います。それから、もう一つ指摘しておきたいんですけども、もしこれができるとします。できれば私はもっと問題だと思ふんです。

というのは、それぞれの企業が設備廃棄を出してくる、これは共同で話し合つて出してきたんだつたら合理化カルテルです、不況カルテルです、あるいは輸出摩擦を起さないように話し合ったんだつたら輸出カルテルだ。しかし、今度の場合は企業は責任がないわけですから、企業は個々に申請してくる。それを通産省がやらんで、おまえのところはこれ以上設備投資をやつたら貿易摩擦を起すよ、おまえのところはこれ以上設備投資をしたらさらに景気が悪くなるからこれ以上するなとか言うことができる、考えた上での法体系になつていくんです。だとすれば完全な官製カルテルです。

企業がやつたとすれば、公正取引委員会は、こら待てと言えけれども、この法律ができて通産省がやつた場合、公正取引委員会は手も足も出せないと思ふんですが、公取、いかがですか。

○政府委員(山田昭雄君) 本法案の事業再構築計画というのは、先生お話しのように、あくまで個別事業者の自主的判斷でかつ市場原理に基づいて行つて、こういうことになつておるのではないかと、このように考えております。

○池田幹幸君 結局、肯定したということでしょう。

個別企業云々の話は私が申し上げたとおりなんです。カルテルではないけれども、カルテルと同じ効果を起すようなことができるのかのように、私には実際そんな能力はないと思ふからできないと思ふますが、しかし法律としては、こんなおかしい法律をつくることはまた別問題だと思ふんです。まことに欠陥法だということをお願いして、質問を終わります。

○三重野栄子君 社会民主党・護憲連合の三重野栄子でございます。

まず、今回の租税特別措置法改正に伴う減収額について伺いたいんですが、先ほど数字も出ておりましたけれども、少し初めの方に戻りまして質問をいたします。

大蔵省は今回の税制改正に伴う減収額を初年度はゼロ、平年度は四十億円と試算しておりますけれども、その積算方法と減収額の内訳について伺います。

○政府委員(尾原榮夫君) 平年度四十億円の内訳でございますが、通産省等の資料をもとに、まず法人税関係の特定の新規設備投資に係る特別償却制度の創設に伴ひまして十億円程度、それから中小企業者の新規設備投資に係る特別償却または税額控除制度の創設がございしますが、これが十億円程度、それからもう一つの項目といたしまして登録免許税関係がございします。認定事業者の計画に基づく登記に對しましては軽減税率の特例制度が創設されますが、これが二十億円程度ということで、四十億円というふうに見込んでいます。

○三重野栄子君 ところで、通産省では、今回の産業活力再生特別措置法と租税特別措置法改正が実施された場合の減収額を平年度三百億円と試算しておられますが、これは大蔵省試算の四十億円とは一けた違うようですが、なぜ大蔵省の試算と大きく異なるのか、その点をお伺いしたいと思います。

あわせて、三百億円の減収効果で果たして産業再生は可能なのかどうか。私は、先ほどいろいろ出ておりましたけれども、単にリスアラの促進とか雇用不安を助長するだけの結果になると危惧するのでございしますが、その点について、通産省にお伺いいたします。

○政府委員(林洋和君) 私どもは、企業等が受けるプラスの影響額は三百億円と思つております。第一点の違いは、大蔵省の方の試算では欠損金の繰り戻し還付というのが、これは新たな制度としてできるものだから計算はしていない、私どもはこれを百億円ぐらいと見ています。それから、

譲渡益課税の繰り延べ、それから買いかえ特例、これも同様でございます。これも私どもは約百億円と見ております。

それから、あと幾つか細かいところの違いがございますが、それが一番大きな違いでございます。それから、仮に三百億円としても果たしてこれで十分かという御指摘でございますけれども、私どもの今回の物の考え方は、税制それから商法の手続、この二つについてグローバルスタンダードのものを留意して、この二つの手段を利用しながら、各企業がみずからの責任において選択と集中という事業再構築を行うものであるというふうに思っております。役所が個別に介入する、あるいは共同でカルテル的に何かをやらせるという時代ではございません。

そういう意味で、今申し上げたような考え方で、企業の自主的判断で今の世界的な競争というのを考えながらやっていくものと思っております。

○三重野栄子君 具体的にもう少し大蔵省と通産省の違いにつきまして、二つの省にお伺いしたいのでございます。

通産省の試算では、欠損金の特例で百億円、それから買いかえ特例や共同の現物出資の特例で百億円、ストックオプションで三十億円と見積もっておりますけれども、大蔵省試算では、これらの減収額をゼロとされております。また、設備投資関係でも、通産省試算では五十億円ですが、大蔵省は二十億円としておるようでございます。

これだけ大きな試算の違いがなぜ出てくるのか。通産省は企業へのサンプル調査をしておられますけれども、大蔵省はしない結果がこうなっているのか、そこらあたりについて、両省からお伺いいたします。

○政府委員(尾原榮夫君) 何か意図的に大蔵省と通産省が違っているかのようなお話でございますが、実は、実はそうではございません。

大蔵省は従来から改正の都度減収額の試算をしておりますが、要はその税制なかりし場合に全体の税収にどれだけ影響を与えるかという観点から

私どもはやっていくわけでございます。それが基本的に違うところでございます。

あと、もう少し技術的な点を言わせていただきますと、先ほど一例として申し上げましたが、買いかえ特例のように、この制度があつて初めて出てくる、しかも二割の部分あるいは一割の部分は増収要因になって、残りの部分は減収要因になる、そういう場合、従来からの整理では増減収には立っていないということに私どもはしてございますが、しかし個々の企業にとつてみれば間違いなくそれで恩恵を受けるわけでございます。

税収の総量についてはよくわからない、あるいは試算できませんけれども、個々のミクロの企業にとつてはまさに事業革新等へ向けての大きな誘因になつてくるということでございまして、そのような違いが今の大蔵省の四十億円と通産省の言う三百億円との違いにあらわれている、こういうことかと思ひます。

○政府委員(林洋和君) ただいま主税局長から説明がございましたとおりでございます。

○三重野栄子君 大蔵省は減収額、通産省は減税効果と、それぞれ違うようでございますが、事業者はおわかりになると思ひますが、一般国民から見ますと、どっちが正しいのかわからないという感じもございまして。

そこで、大蔵大臣に二つだけお伺いしたいと思ひます。

政府としては、四十億円と三百億円のうち、どちらの数字を使つて産業再生関連法に伴う減収額として説明していくか。それから、買いかえ特例などのように初めから試算を行わないのではなくて、経済への波及効果を考えて減収額試算を今後行っていくべきではないかと思ひます。それから、それらの点につきまして、大臣、よろしかったらお願いします。

○政府委員(尾原榮夫君) 実は、この四十億円でございますが、これは従来から当委員会でも租特の改正の都度、減収額を示している手法によつて

の手法は手法で、これまでのルールで正しい姿だと思ひます。

ただ、通産省の三百億円といひますのは、まさに企業の個々のメリットの総計でございますから、財政に与える影響という見地からは四十億円措置全体としてという意味で申しますなら三百億円という方がむしろわかりやすいかもしれませぬ。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつてアメリカのレーガン大統領が、所得税の税率を下げると増収になると言つたことがございます。それと違ひますけれども、やや似ていまして、一人一人が受けるべき減税の利益ということと、その制度がなかったならば国が受ける増収、減収とは一緒ではないというのを申し上げておるんだと思ひます。

○三重野栄子君 どうもありがとうございます。

では、ストックオプション制度の改正に關してはお伺いしたいと思ひます。

ストックオプション制度の改正に關しては、今回の産業活力再生特別措置法では、子会社の取締役、使用人へのストックオプションの拡大、及びMBO、EBO支援のための付与上限の拡大ということになつていと思ひますが、これらの二項目の改正のうち、税制上の特例の対象となるのは後者の付与上限の拡大のみで、子会社へのストックオプションの拡大については税制上の優遇措置の対象としないということになつてい思ひます。これは、せっかくの措置も十分に活用されないのではないかと申すのですけれども、なぜ税制上の優遇措置の対象としなかつたか、大蔵省にお伺いいたします。

○政府委員(尾原榮夫君) 今回の産業活力再生特別措置法で、先生が今おっしゃられましたように、子会社の取締役、使用人も親会社のストックオプションを受けるという商法の特例があるというところは承知しているわけでございます。この税法の關係につきましては今回手当てがなされていないのもそのとおりでございます。

実は、この点に關しましては、その会社に勤務

されている取締役、使用人でございますれば、業績の反映とでも言ひますが、その努力をするわけでございますが、その子会社の使用人と親会社との關係というのを一体どういふふうに考えるのかという問題もございまして。

それからまた、税法上から申し上げますと、親会社と子会社の間の所得の区分、あるいは法人税の取り扱いが一体どうなるのかということ、検討すべき点がいふいふあるかと思ひまして、今回の措置には盛り込んでいないところでございまして。

○三重野栄子君 それでは、最後に通産省にお伺いいたします。

今回の改正で、MBO、EBOの支援のためにストックオプションの限度枠を発行済み株式総数の十分の一から四分の一に引き上げることとなっておりますが、なぜ四分の一という数字になつたのか、合理的に根拠はどこにあるのか大変疑問に思つております。

また、四分の一というのはいかなる大きな数字でございまして、この場合、株式の希薄化に伴う一般株主の利益が侵害されることと懸念されるのでありますけれども、これらにつきまして通産省の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(林洋和君) 私ども、MBO、EBO、日本的な雇用慣行を考えますと、大変重視をした中身でございます。例もございました。ある商社がつぶれたときに、その子会社、そのままでつぶれてしまふんですけれども、従業員の方が自分たちが持ち株を持って自分たちでやりたいと。恐らく、今後不採算部門をつぶしていくといううなことも当然出てくると思ひます。そういう中で、その部門長である部長さんとか、あるいは従業員の方が自分で株式を持つて自分で行うんだというのは大変いいことだということで、ストックオプションのみならず、あわせて出資等の支援措置も講ずることとしております。

なぜ四分の一かということでございますが、やはり支援措置を与えるということと、それから具体的なニーズ等のヒアリング等をやりまして、二

五%というのが一番適切な水準かなというふうに判断をした次第でございます。

○三重野榮子君 もっと伺いたいんですが、時間が来ましたので終わります。

ありがとうございます。

○委員長(勝木健司君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法の一部改正案に反対の討論を行います。

本法案は、産業活力再生法に基づいて大企業が行う事業再構築を促進するためにとられる税制上の措置であります。

それは第一に、産業競争力会議における大企業の要求を直接受け入れ、大企業が利潤拡大のために行うリストラや組織再編を支援するものであります。その結果、大量の人員整理や解雇をもたらすなど、雇用や下請中小企業の経営に著しい悪影響を与えることとなります。

第二に、本法案は過剰設備の廃棄や債務の株式化などを促進するための税制措置を講じています。過剰設備や過剰債務はバブル時の過剰な設備投資など、大企業の経営見通しの失敗から生じたものであり、これを減税や公的負担で救済することはモラルハザードを著しく助長するものであります。

第三に、税制上から見れば、本法案による税制上の措置は主として大企業が利用できる租税特別措置であり、大企業への優遇税制の拡大にはなりません。これは、税率を引き下げて課税ベースは拡大するという政府の税制改革の方向にも逆行するものであります。

以上の理由から本法案に反対の態度をとるものであります。

○三重野榮子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました法

律案について反対の立場から討論を行います。

本法律案は、産業競争力を強化するため、企業の事業再構築を支援することを目的としておりますが、企業が抱える雇用、設備、債務の三つの過剰の解消を図り、生活者としての雇用者の視点から極めて希薄であると言わざるを得ません。

以下、本法律案に反対する理由について簡単に申し上げます。

反対の第一の理由は、本法律案はリストラを促進させ、現下の雇用不安をさらに助長させる点であります。

工場撤退などの設備廃棄を税制面から支援すれば、大規模な人員整理を招くことは必至であり、地域経済、なにかんなく雇用問題に与える影響は甚大であります。しかも、完全失業率が月を追うごとに史上最悪の水準を更新する現状の中で、このような税制措置を成立させれば、雇用不安の拡大によって、底入れ期待のある我が国経済を再び失速させることは明白であり、断じて容認することはできません。

反対の第二の理由は、今回の優遇税制は企業経営者のモラルハザードを招く点であります。

バブルの清算で生じた過剰設備の廃棄は、いわば経営ミスの産物であり、企業が自己責任で進めるのが筋であります。これを国が税制面から支援すれば、結果として、自力で競争力をつけた企業よりも、努力を怠り過剰設備の処理を国に頼って進めようとする企業の方を優遇することになり、企業経営者のモラルハザードを招き、公正な競争を著しくゆがめることとなります。

反対の第三の理由は、雇用創出を図るための税制面の措置が講じられていない点であります。

本法律案の前提となる産業活力再生特別措置法案では、雇用面に十分な配慮が見られないばかりか、あとは労働法制にお任せという無責任な姿勢ばかりが目立ちます。社会民主党は、従来より、失業者の雇用に積極的な企業に対して法人税の軽減などの措置を創設することを提起しておりま

す。現下の雇用不安を解消するためには、政府案のようなリストラ促進税制ではなく、我が党が主張する雇用創出税制の創設が不可欠であります。以上、本法律案に反対する理由を申し述べ、私の反対討論を終わります。

○委員長(勝木健司君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(勝木健司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(勝木健司君) 速記を起しててください。暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

平成十一年八月十九日印刷

平成十一年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局